

入札心得（工事）（予定価格事前公表）（通常型指名）（紙入札方式）（R5. 1）

1 対象者

電子入札対象工事の入札において、紙入札方式で入札する者（紙入札方式参加承認承諾願、紙入札方式移行申請書を提出後の電子入札業者を含む。）。

2 入札の無効

- (1)～(3)は電子入札と同じ。
- (4)入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者を判明できないとき。
- (5)～(6)は電子入札と同じ。

3 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、金額は、アラビア数字で記入すること。

4 その他

- (1)～(2)は電子入札と同じ。
- (3)入札書は本人提出のこと。ただし、代理人のときは委任状を提出し、入札書には会社の住所、会社名、代表者資格氏名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印しなければならない。
 - ※ 個人業者の方については、代表者の個人印を押印しなければならない。また、法人にあっては、代表者資格印（代表取締役印等）を押印しなければならない。
- (4)貸与した図面、設計図書（封筒を含む）は開札前に必ず返さなければならない。（丁寧に取り扱うこと）
- (5)入札書、契約書等に記載する工事名称は、「指名競争入札通知書」に掲げる工事名とする。
- (6)は電子入札と同じ。
- (7)予定価格の事前公表対象工事については、工事費内訳明細書の提出を義務付けているので、必ず作成し開札時に持参しなければならない。
- (8)予定価格4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事については、配置予定技術者届の提出を義務付けているので、必ず作成し開札時に持参しなければならない。
- (9)～(12)は電子入札と同じ。
- (13)入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届（別紙図示参照）を提出することにより、自由に入札を辞退できる。
 - なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (14)入札書は、別紙の様式（各自作成）によること（委任状、入札辞退届は任意作成可）。
 - ア 委任状には、委任を受けた者の私印（シャチハタ不可）を押印すること。
 - イ 代理人が入札する場合は、入札書への代表者印の押印は不要。
 - ウ 入札金額は、アラビア数字で記入すること。
 - エ 入札書の記載事項の訂正には、入札参加者の印を使用すること。
 - オ 入札書は封筒に入れずに投函の方法にて提出すること。
 - カ 工事費内訳明細書及び配置予定技術者届は必ず入札書と同時に提出すること。
 - キ くじ番号は0から999までの任意のアラビア数字とし、右詰で記入すること。
- (15)落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条例1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (16)落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しないものとする。